

## 甲種防火管理再講習の受講について

近年における防火対象物の使用形態の複雑化、高度化への順応や頻繁な消防法令の改正の把握など、防火管理者には、防火管理業務を適切に行っていくうえでの知識、技能の更新が常に要求されています。

このため、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対しては、一定期間ごとに再講習を受けることが義務付けられています。

### 1 再講習の受講対象者

- ◆収容人員が300人以上の特定用途の防火対象物において、防火管理者に選任されている甲種防火管理講習修了者が再講習受講の対象となります。

※特定用途とは、消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(16)の2)項に掲げる防火対象物をいいます。

※乙種防火管理講習修了者を防火管理者に選任できる部分の防火管理者は除きます。

※乙種防火管理講習修了者で防火管理者に選任されている方や学識経験等により防火管理者の資格を有している方は再講習を受講する必要はありません。

※甲種防火管理講習修了者であっても、特定用途以外の防火対象物の防火管理者や、防火管理者に選任されていない方は、受講義務はありません。

### 2 再講習の受講期限

- ◆防火管理者に選任された日が甲種防火管理講習修了日から4年以内の場合は、甲種防火管理講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内に受講が必要です。

- ◆防火管理者に選任された日が甲種防火管理講習修了日から4年を超えている場合は、防火管理者に選任された日から1年以内に受講が必要です。

※以後は同様に再講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内に受講が必要です。

- ◆再講習を受講していない場合、防火管理者が未選任の状態となりますので、必ず期限内に受講してください。

